

余裕期間を設定する工事実施要領

1. 趣旨

この要領は、定められた実工期の前に余裕期間を設けることにより、受注者に建設資材、労働力確保等を計画的に準備するための時間的な余裕を与え、もって円滑な工事施工、更なる「働き方改革」の促進のため、余裕期間を設定する工事の実施方法を定めたものである。

2. 用語の定義

次に掲げた用語は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 工事の始期：実際に工事に着手する日（着手届を行う日）
- (2) 工事の終期：工事完成期限日
- (3) 余裕期間：契約締結日の翌日から工事の始期の前日までの期間
- (4) 実工期：実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む、工事の始期から工事の終期までの期間。
- (5) 全体工期：余裕期間と実工期を合計した期間

3. 対象工事

沖縄県土木建築部が発注する全ての建設工事を対象とすることができる。

ただし、余裕期間以外の実工期の設定において「土木工事施工条件明示の手引き」、「土木工事における適切な工期設定の考え方」、週休2日の確保等に考慮した適正な工期の設定を行うこと。

なお、余裕期間の設定においては、繰越が生じる工事、翌債等で承認された期日を超えるような工事等は、主務課と相談し設定すること。

余裕期間は、あくまで発注者の判断により工事毎に必要なに応じて設定するものであり、全ての工事に設定するものではない。

4. 余裕期間の設定

- (1) 工期設定において、6ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定することができる。

ただし、余裕期間の設定にかかる積算上の割増（工期変更に伴う共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の変更等）は行なわないものとする。

- (2) 発注者は、あらかじめ「余裕期間の日数」または「実工期の始期」を特記仕様書等に記載すること。
- (3) 契約締結の日から実工期開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行なうこととし、受注者に資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行なわせてはならない。

なお、余裕期間内に行う準備（設計図書等の確認、建設資材、労働力確保等の余裕期間内に行う準備等）は、受注者の責により行うものとする。

- (4) 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者等の配置は不要とする。

5. 余裕期間制度の各方式

発注者は、工事内容・改善効果等を勘案し、発注者指定方式、任意着手方式及びフレックス方式から方式を選定する。

(1) 発注者指定方式

公告及び特記仕様書等で発注者が示した（以下「発注者が示した」という。）余裕期間内で実工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式で、発注者が工事の始期をあらかじめ指定しているため、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までの期間が、余裕期間となる。

(2) 任意着手方式

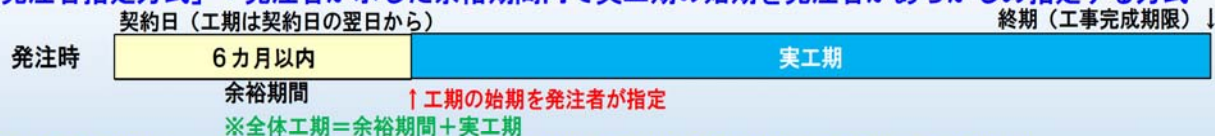
受注者が工事の始期を発注者が示した余裕期間内で選択できる方式で、実工期は、受注者が決定した工事の始期から発注者が指定する実工期を加えたもので、契約締結日の翌日から受注者が決定した工事の始期の前日までの期間が、余裕期間となる。（工事の始期を変更した場合でも、実工期の日数は変更しないものとし、工事の終期についても、工事の始期に合わせて日数を前倒しするものとする。）

(3) フレックス方式

受注者が工事の始期と終期を発注者が示した全体工期内で選択できる方式で、受注者が決定した工事の始期から終期までが実工期となり、契約締結日の翌日から受注者が決定した実工期の始期の前日までの期間が、余裕期間となる。

注）当初契約後、受注者において余裕期間内に施工体制及び建設資材の確保が図られた場合に、受発注者協議により着手可能とする場合は、任意着手方式、フレックス方式を選択。

(1) 「発注者指定方式」：発注者が示した余裕期間内で実工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



(2) 「任意着手方式」：受注者が工事の始期を発注者が示した余裕期間内で選択できる方式



(3) 「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を発注者が示した全体工期内で選択できる方式



6. 工事の始期の設定

余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定め、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)する。

なお、工事の始期の設定にあたっては、本要領8.(4)等を考慮し受注者の責において設定すること。

7. 実工期決定(当初契約)後における工期変更の考え方

(1)発注者指定方式、任意着手方式

発注者指定方式、任意着手方式の当初契約後における工期変更は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」等により、その必要性を判断し決定する。

(2)フレックス方式

①実工期決定(当初契約)後における工期変更の考え方

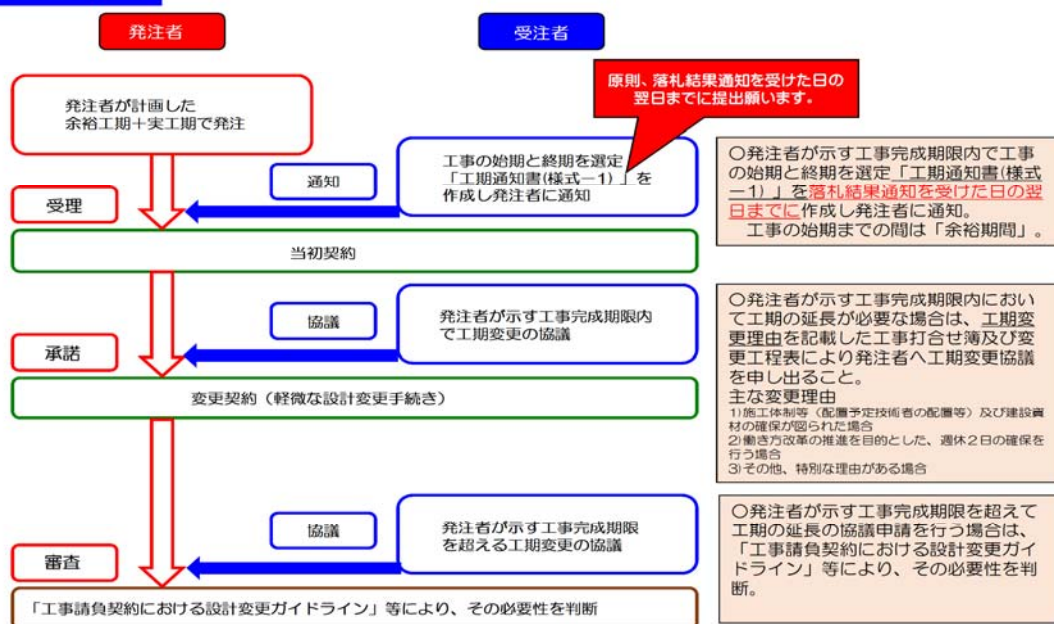
フレックス方式において、契約後に受注者が希望する場合、余裕期間及び実工期(以下「工期等」という。)に関わらず、工期変更理由※1を明示した工事打合せ簿及び変更工程表を発注者へ提出することにより、発注者が示した工事完成期限内で工期等の工期変更協議を行うものとする。

なお、発注者が示した工事完成期限を超えて工期等の延長が必要な場合は、従来通り「工事請負契約における設計変更ガイドライン」等により、受発注者で協議し決定する。

※1：変更理由については、下記1)～3)が想定される。

- 1)施工体制等(配置予定技術者の配置等)及び建設資材の確保が図られた場合
- 2)働き方改革の推進を目的とした、週休2日(4週8休)の確保を行う場合
- 3)その他、特別な理由がある場合

フレックス方式



②工期の変更方法

工期等に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行なうこととし、その手続きは「沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領(案)第11条(工期の変更)」を準用して行うものとする。

8. 契約関係の取扱い

(1) 契約書記載方法

①発注者指定方式

公告及び特記仕様書等に記載されている全体工期を記載する。

②任意着手方式及びフレックス方式

受注者から提出された「工期通知書(様式-1)」に記載された全体工期を記載する。

(2) コリンス等に記載する工期、技術者情報（従事期間等）

①共通仕様書1-1-7の規定にかかわらず、受注時のコリンスへの登録については、工事の始期後10日以内（休日を除く）に登録するものとする。なお、コリンス登録において、「契約工期」の「開始年月日」は契約日（※）を、「実工期」の「開始年月日」は実工期の始期を記載するものとする。

技術者の登録は、「実工期」期間の従事期間の登録を行うものとする。

②その他関係書類に記載する工期について、契約工期と実工期の区別がない場合は、「実工期」期間の始期から終期までを記載する。

※余裕期間を適用しない工事の場合は、工期の始期を記載するため注意。

(3) 着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）については、実工期の始期に提出する。（契約書第3条に基づき提出する工程表は「実工期」で作成する。）

(4) 発注者は、契約書の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、受注者に対して前払金を支払うことはできない。

(5) 契約保証の期間については、全体工期を満たすものとする（契約保証日が契約日と同じになるのは、通常の工事契約と同じ）

9. その他

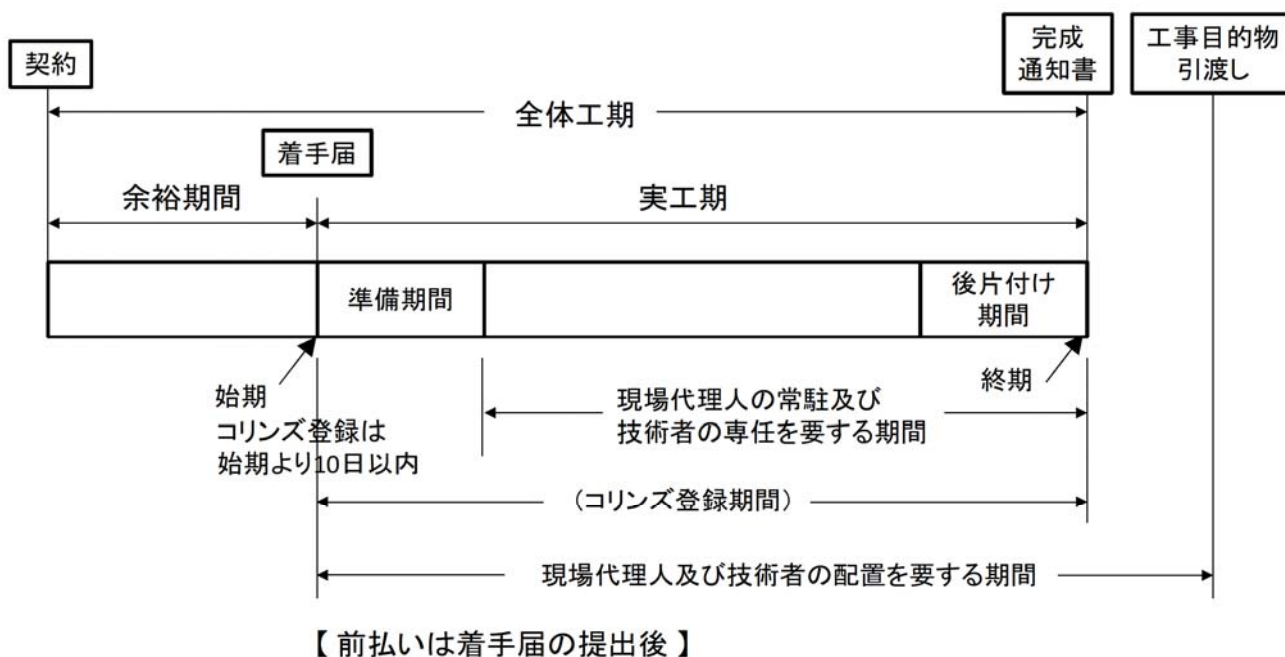
(1) 実施対象工事に係る入札の公告及び特記仕様書の記載事項については、別記によるものとする。

附 則

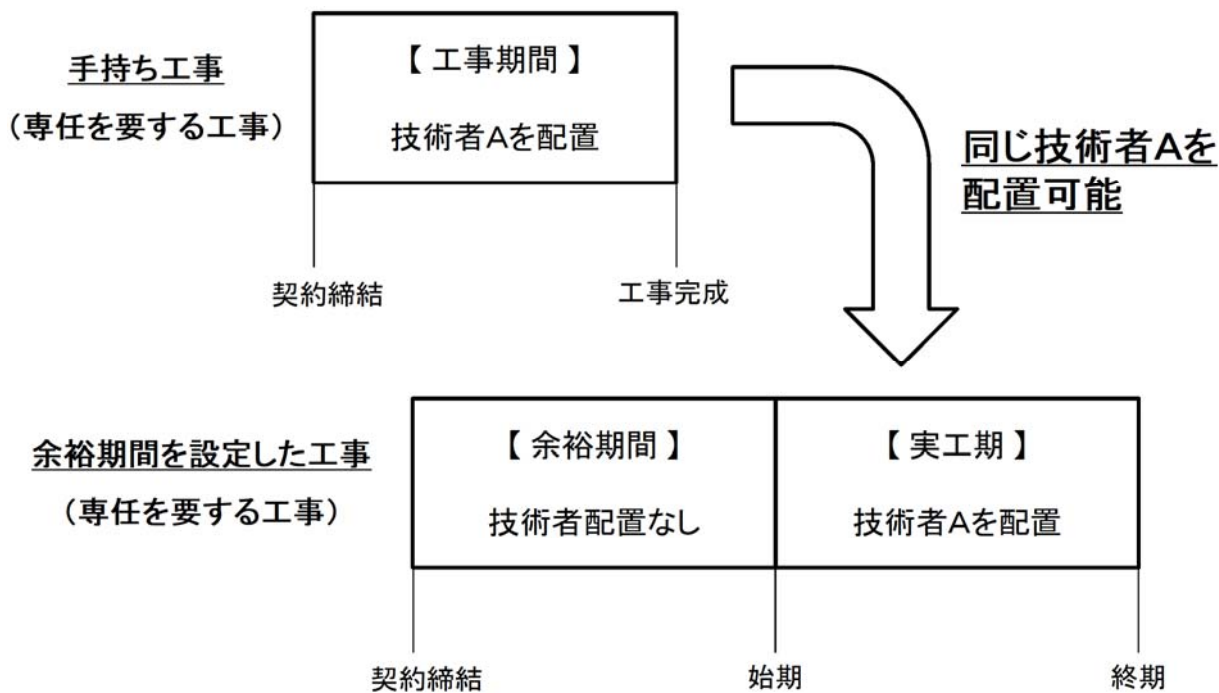
1. 本要領は令和5年4月1日以降予算の執行何いを決裁する工事から適用する。
2. 「余裕期間を設定する工事実施要領」について（平成26年10月22日付土技第756号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和5年3月31日までに予算の執行何いを決裁する工事については、旧通知による。

【参考】

○工期設定のイメージ



○手持ち工事と余裕期間を設定した工事の関係イメージ



別記

【入札公告等への記載事項（入札説明書も同様に記載のこと）】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

なお、本工事は余裕期間を設定して実施する工事である。

余裕期間を設定する工事 ●●方式

【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】

1 工事概要

- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日まで
（実工期：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）または
（余裕期間：〇〇日間）

【※契約工期を終期指定した場合の記載例】

250日間 （うち余裕期間：〇〇日間）

【※契約工期を期間指定した場合の記載例】

2 入札参加資格

- (13) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者【※下請金額合計が4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）想定される工事の場合は主任技術者を削除する】を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は余裕期間を設定しており、工事着手までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置の必要はなく、実工期の始期に配置できればよい。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合も、実工期の始期に当該工事に配置できればよい。【※請負額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）想定される工事の場合は工事着手日での専任配置を求める】

【特記仕様書等への記載事項】

第〇条 余裕期間

余裕期間を設定する工事 ●●方式

【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】

- 1 本工事は余裕期間として
●●日間
を設定した工事である。
なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。
- 2 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。
このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式-1）」を作成し発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。
- 3 その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。